

別表1

【令和4年4月1日】

種目	介護優先	者	児(年齢制限あり)	障がい及び程度 ※その他要件			性能など	耐用年数	基準金額	
介護・訓練支援用具	特殊寝台	○	○	×	在宅	下肢機能障がい 1級 体幹機能障がい 1級	2級 2級	ベッドの高さや背部、脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。 ※マットレス、テーブル、落下防止柵は付属で可。ただし付属品のみ申請は不可。	8年	159,200
	特殊マット	○	○	○ ※3歳以上	在宅	者 下肢機能障がい 1級 体幹機能障がい 1級 児 下肢機能障がい 1級 体幹機能障がい 1級 療育手帳 A	2級 2級 2級 2級	次のような機能があること。 ①褥瘡の防止 ②失禁等による汚染や損耗が防止できる機能を有する(ビニール等で加工したものを含む)	5年	25,000
	特殊尿器	○	○	○	在宅	下肢機能障がい 1級 体幹機能障がい 1級	2級 2級	尿が自動的に吸引されるもの。 ※常時介護を必要とする者	5年	67,000
	入浴担架	○	○	○ ※3歳以上	在宅	下肢機能障がい 1級 体幹機能障がい 1級	2級 2級	担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。 ※入浴にあたり介助を要する者	5年	82,400
	体位変換器	○	○	○	在宅	下肢機能障がい 1級 体幹機能障がい 1級	2級 2級	介助者が障がい児・者の下着交換等をするのに容易に体位を変換させることができるもの。 ※下着交換時に介助を要する者	5年	15,000
	移動用リフト	○	○	○ ※3歳以上	在宅	下肢機能障がい 1級 体幹機能障がい 1級	2級 2級	天井走行型その他の住宅改修を伴うものを除く。	4年	200,000
	訓練いす(児童のみ)		×	○ ※3歳以上	在宅	下肢機能障がい 1級 体幹機能障がい 1級	2級 2級	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	5年	33,100
	訓練用ベッド(児童のみ)		×	○	在宅	下肢機能障がい 1級 体幹機能障がい 1級	2級 2級	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。 ※マットレス、テーブル、落下防止柵は付属で可。ただし付属品のみ申請は不可。	8年	159,200
自立生活支援用具	入浴補助用具	○	○	○ ※3歳以上	在宅	下肢機能障がい 体幹機能障がい		入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助できる用具。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。	8年	90,000
	便器	○	○	○	在宅	下肢機能障がい 1級 体幹機能障がい 1級	2級 2級	手すりを付けることができる。ただし、取り替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。児童は手すり付きであること。	8年	4,450
	歩行補助杖(T字状・棒状のつえ)		○	○		下肢機能障がい・体幹機能障がい・平衡機能障がい		T字状、棒状のつえで夜光材付、外装に白色又は黄色ラッカー使用を含む。	3年	4,460
	移動・移乗支援用具	○	○	○ ※3歳以上	在宅	下肢機能障がい 体幹機能障がい 平衡機能障がい		次のような性能を有するものであること。 ①本人の身体機能の状態を十分踏まえ、必要な強度と安定性を有するもの。 ②転倒予防、立ち上がり動作の補助、移動動作の補助、段差解消等が目的のもの。 ただし、住宅改修を伴うものを除く。	8年	60,000
	頭部保護帽		○	○		下肢機能障がい・体幹機能障がい・平衡機能障がい 療育手帳 精神保健福祉手帳		転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの。(ヘルメットを含む) A: スポンジ、革を主材料に製作。 B: スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作。	3年	A15,200 B36,750
	特殊便器	○	○	○	在宅	上肢機能障がい 1級 療育手帳 A	2級 A	温水温風を出し得るもの。ただし、取り替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。 ※排泄後の処理が困難な者	8年	135,000
	火災警報器		○	○	在宅	身体障がい者手帳 1級 療育手帳 A	2級 A	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発するもの(一世帯2台まで) ※火災発生時の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	6年	15,500
	自動消火器		○	○	在宅	身体障がい者手帳 1級 療育手帳 A	2級 A	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。 ※火災発生時の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	8年	28,700
	電磁調理器	○	×		在宅	視覚障がい 1級 療育手帳 A	2級 A	※障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	6年	41,000
	歩行時間延長信号機用小型送信機		○	○	在宅	視覚障がい 1級	2級		10年	7,000
	聴覚障がい者用屋内信号装置	○	×		在宅	聴覚障がい 1級	2級	※聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活に必要と認められる世帯	10年	87,400
	日常動作支援用具		○	○ ※3歳以上	在宅	上肢機能障がい 下肢機能障がい 体幹機能障がい		調理・食事・整容等の動作を補助できるもの。 ※食事・整容の用具については入院中でも申請可(施設入所中の者は不可)。調理用具については在宅者に限る。	5年	30,000
	自家発電機・外部バッテリー	人工呼吸器		○	○ ※年齢制限なし	在宅	呼吸器障がい 3級以上 体幹機能障がい 1級 肢体不自由 1級 音声・言語障がい(喉頭摘出者)	2級 2級	自家発電機…ガソリン又はガスボンベ等で動作する、正弦波出力が可能なもの。 外部バッテリー…正弦波出力が可能で、定格出力が300W以上のもの。たん吸引器用においては200W以上のもの。 ※自家発電機または外部バッテリーのいずれか1種目のみ申請可能。	10年
たん吸引器			○	○ ※年齢制限なし	在宅	呼吸器障がい 3級以上		※上記の障がいがある身体障がい者・児で医師意見書でたん吸引器が必要と認められる者、又は、現にたん吸引器の給付を受けているもの		50,000

別表1

【令和4年4月1日】

種目		介護優先	者	児 (学齢期以上)	障がい及び程度 ※その他要件			性能など	耐用 年数	基準金額	
在宅療養等支援用具	透析液加温器		○	○	在宅	腎臓機能障がい	3級以上	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	5年	51,500	
	ネブライザー（吸入器）		○	○	在宅	呼吸器機能障がい	3級以上	※自己連続換気式腹膜灌流法（CAPD）により透析療法を行う者	5年	36,000	
	電気式たん吸引器		○	○	在宅	呼吸器機能障がい	3級以上		呼吸器機能障がい3級以上と同程度の身体障がい児・者で医師意見書により必要と認められる者	5年	56,400
	酸素ボンベ運搬車		○	×	在宅	呼吸器機能障がい	3級以上	※医療保険における在宅酸素療法を行う者	10年	17,000	
	視覚障がい者用 体温計（音声式）		○	○	在宅	視覚障がい	1級 2級		5年	9,000	
	視覚障がい者用 体重計（音声式）		○	×	在宅	視覚障がい	1級 2級		5年	15,000	
視覚障がい者用 血圧計（音声式）		○	×	在宅	視覚障がい	1級 2級		5年	9,500		
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置		○	○		音声・言語機能障がい 上肢・下肢・体幹機能障がい		携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有するもの。	5年	98,800	
	情報通信支援用具		○	○	在宅	視覚障がい	1級 2級	障がい者向けのパソコンの周辺機器や、アプリケーションソフト。パソコン本体は対象外。	6年	100,000	
	点字ディスプレイ		○	○	在宅	視覚障がい	1級 2級		※就労もしくは就学している者。または就労や就学が見込まれる者	6年	289,000
	点字器	標準型 携帯用		○	○		視覚障がい		価格は点筆を含むものであること。	7年 5年	10,400 7,200
	点字タイプライター		○	○	在宅	視覚障がい	1級 2級	※就労もしくは就学している者。または就労や就学が見込まれる者	5年	63,100	
	視覚障がい者用 ポータブルレコーダー		○	○	在宅	視覚障がい	1級 2級	音声等により操作ボタンが知覚又は認識できるもの。	6年	85,000	
	テープレコーダー		○	○	在宅	視覚障がい	1級 2級		23,000		
	視覚障がい者用 活字文書読上げ装置		○	○	在宅	視覚障がい	1級 2級	文字情報等を読み取り、音声出力する機能を有するもの。	6年	99,800	
	視覚障がい者用拡大読書器		○	○	在宅	視覚障がい		※本装置により印刷物等の記載内容の認識が可能になる者	8年	198,000	
	暗所視支援眼鏡		○	○		視覚障がい		※原則、学齢期以上で、当該装置により日常生活における行動範囲及び社会参加の機会が拡大すると医師意見書により認められる者（児）。	8年	395,000	
	視覚障がい者用 時計	触読 音声		○	×	在宅	視覚障がい者	1級 2級		10年 13,300	
	聴覚障がい者用 通信装置		○	○	在宅	聴覚障がい 音声・言語・そしゃく機能障がい		コミュニケーション、緊急連絡等の手段として利用できるもの。	5年	71,000	
	点字図書		○	○	在宅	視覚障がい		※年度内6タイトルまたは24巻を限度とする。	-	点訳料	
	聴覚障がい者用 情報受信装置		○	○	在宅	聴覚障がい		※本装置によりテレビの活用が可能になる者。	6年	88,900	
	緊急通報電話		○	×	在宅	身体障がい者手帳	1級 2級	※一人暮らしであること。通報先の了解（2名以上）が必要。	-	66,000	
人工喉頭	笛式 電動式		○	○	音声機能障がい 人工喉頭が必要な者。		呼吸によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。気管カニューレ付とした場合は3,100円増しとする。額下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの。価格は、電池又は充電器を含むものであること。	4年 5年	5,000 (8,100) 70,100		
人工鼻		○	○	○	音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障がい手帳を有する者で、喉頭を全摘出し、常時埋込型の人工喉頭を使用する、小学生以上の者		喉摘後の首元の永久気管孔からの吸気を加温・ろ過することで痰や咳の解消を手助けするもの。	-	47,520 (2ヶ月分) 95,040 (4ヶ月分)		
視覚障がい者用 識別装置		○	○	在宅	視覚障がい	1級 2級	※視覚障がい者のみの世帯またはこれに準ずる世帯	6年	24,780		
排泄管理支援用具	収尿器	男性用 女性用		○	○	腎臓損傷等による排尿障がい（特に失禁がある場合）により、収尿器を必要とする者。		排尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるものとする。 A:普通型、B:簡易型	1年	A7,700 B5,700 A8,500 B5,900	
	ストーマ用装具	蓄便袋 蓄尿袋		○	○	直腸機能障がい 膀胱機能障がい	腸管の切除または膀胱の切除によって肛門からの排便または膀胱からの排尿が困難となり、腹部に人工肛門または人工膀胱を設け排泄を行っている者。	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製。皮膚保護剤等ストマ用品を含む。	-	35,432 (4ヶ月分) 46,556 (4ヶ月分)	
	紙おむつ		○	○	※3歳以上	次のいずれかに該当する者。 ①治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストーマの変形のためストーマ用装具を装着することができない者。 ②先天性疾患（先天性鎖肛を除く。）に起因する神経障がいによる高度の排尿機能障がい又は高度の排便機能障がいのある3歳以上で在宅の者。 ③二分腎臓による高度の排尿機能障がい又は高度の排便機能障がいのある3歳以上で在宅の者。 ④先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障がいのある3歳以上で在宅の者。 ⑤おむつね3歳未満に発症した脳性麻痺等脳原性運動機能障がいにより排尿もしくは排便の意思表示が困難な3歳以上で在宅の者。 ⑥上肢機能障がい2級以上及び下肢機能障がい2級以上、かつ瘻管手帳Aを所持している排尿もしくは排便の意思表示が困難な3歳以上で在宅の者。	紙おむつ、尿取りパット、サラシ、ガーゼ、脱脂綿が供給対象。※おしり拭きは対象外	-	32,000 (2ヶ月分) 64,000 (4ヶ月分)		
	居室生活動作補助用具					宮崎市重度障がい者住宅改修費助成事業実施要綱に準ずる					